

## 〈あきぎん〉ビジネスコンテスト2018の開催について

株式会社秋田銀行（頭取 新谷明弘）は、下記のとおり創業・第二創業者を対象とした「〈あきぎん〉ビジネスコンテスト2018」（以下、「本コンテスト」という。）を開催することからお知らせいたします。

今回で2回目の開催となる本コンテストは、①アグリビジネス・食、②ICT、③ヘルスケア・生活支援、④観光・インバウンド・リノベーション、⑤ローカルベンチャーといった地域経済の牽引が期待されるテーマに関するビジネスプランを広く募集し、表彰するとともに、事業化・事業成長を支援することを目的としております。

当行では、平成29年1月に創業支援プラットフォームとして「〈あきぎん〉STARTUP Lab」を立ち上げし、起業マインド醸成、ビジネスアイデア創出およびビジネスモデル確立までの一貫支援に取り組んでおり、本コンテストは当該取組みの一環として開催するものです。

### 記

#### 1 開催概要（詳細は開催要領のとおり）

募集期間	平成31年1月4日（金）～平成31年2月15日（金）	
募集テーマ	<input type="checkbox"/> アグリビジネス・食 <input type="checkbox"/> ICT <input type="checkbox"/> ヘルスケア・生活支援 <input type="checkbox"/> 観光・インバウンド・リノベーション <input type="checkbox"/> ローカルベンチャー	
審査	<input type="checkbox"/> 一次審査（書類審査）：平成31年2月18日（月） ※同日付の当行ニュースリリースで最終審査会通過者をお知らせします。 <input type="checkbox"/> 最終審査会（プレゼンテーション）：平成31年3月15日（金）	
表彰	優秀賞	特別賞
	賞金50万円（2本）	賞金20万円（1本）
特典	最終審査会における上位者に対し、事業化・事業成長に向けた伴走支援のほか、「あきた地域活性化ファンド3号」による出資を含む資金調達支援を行います。 ※ただし、出資や融資を約束するものではありません。	

#### 2 応募方法

所定の応募申込書および必要書類を添付のうえ、秋田銀行地域未来戦略部あて電子メール、または、郵送にてご応募ください。詳細については開催要領をご確認ください。

- (1) 提出先住所：秋田市山王三丁目2-1 秋田銀行地域未来戦略部
- (2) 電子メール：[abk883-2@akita-bank.co.jp](mailto:abk883-2@akita-bank.co.jp)

（以 上）

〈あきぎん〉

# ビジネス コンテスト

BUSINESS CONTEST IN AKITA

## 2018



あなたのビジネスプラン、アイデアが持続可能な秋田を創造します。  
秋田銀行は創業・第二創業を積極的に支援しています。

ビジネスプラン  
募集中!

2019 1.4 金 ▶ 2019 2.15 金

一次審査	書類審査	平成31年2月18日
最終審査会	プレゼンテーション	平成31年3月15日

※平成31年2月18日付の弊行ニュースリリースで最終審査会通過者をお知らせします。

優秀賞×2  
賞金 50万円

特別賞×1  
賞金 20万円

[特典] 最終審査会における上位者に対し、事業化に向けた伴走支援のほか、「あきた地域活性化ファンド3号」による出資を含む資金調達支援を行います。

※ただし、出資や融資を約束するものではありません。

主催

後援

 秋田銀行

秋田県、公益財団法人あきた企業活性化センター、秋田県信用保証協会、野村リサーチ・アンド・アドバイザーズ株式会社、株式会社日本政策金融公庫秋田支店・大館支店、ハバタク株式会社、株式会社SeeVisions、ヴィーナスクラブ 順不同

## 募集テーマ

アグリビジネス  
食

ICT

ヘルスケア  
生活支援

観光  
インバウンド  
リノベーション

ローカル  
ベンチャー

## 応募資格

応募プランの事業化や加速化を目指す高い意欲がある個人・法人・団体。

秋田県内に事業所を有していること、あるいは、平成31年度中に事業所を置く予定があること。

最終審査会においてプレゼンテーションが可能であること。

※応募時点において既に事業開始している場合は、事業開始後1年以内であるものとします。

## 応募方法

必要事項を記入した  
**応募申込書**

ビジネスプランを説明する  
**事業計画書**

事業計画書  
秋田太郎



応募申込書ダウンロード方法は秋田銀行ホームページの2019年1月4日付ニュースリリース「〈あぎぎん〉ビジネスコンテスト2018の開催について」よりダウンロードできます。

郵送 ▶ 〒010-8655 秋田市山王三丁目2-1  
(株)秋田銀行 地域未来戦略部(事務局:大沢・浅利)

Mail ▶ [abk883-2@akita-bank.co.jp](mailto:abk883-2@akita-bank.co.jp)

### 留意事項

①応募申込書、事業計画書等は返却しません。②応募プランの知的所有権は、応募者に帰属します。③特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権等に十分留意のうえ、応募ください。④応募プランについては、事前に自らの費用と責任において対策を講じたうえで、一般に公表しても差し支えない内容のものを提出ください。⑤選考結果や表彰式においては、応募者名(会社名)、プラン概要を公表します。⑥選考手法等の詳細は非公表とします。

### お客様情報の取扱い

本コンテストにおけるお客様情報につきましては、次のとおりとします。①選考会など本コンテストの運営のために使用します。②お客様情報のうち、応募者(会社名)、応募者役職・氏名、住所(所在地)、設立年月日、沿革、資本金、従業員数、主たる業種、事業内容、売上高、連絡先については、外部有識者等の選考委員へ提供します。③上記1および2以外の目的では使用しません。④弊行の規定により適切な安全管理措置を講じます。

お問い合わせ先

(株)秋田銀行 地域未来戦略部(事務局:大沢・浅利)  
TEL 018-863-1212(代表)

 **秋田銀行**

〈あきぎん〉ビジネスコンテスト 2018 開催要領

趣旨・目的	<p>秋田銀行では、創業・第二創業の促進による地域経済の活性化をはかるため、「〈あきぎん〉ビジネスコンテスト 2018」（以下、「本コンテスト」という。）を開催します。</p> <p>本コンテストは、地域経済の活性化に資する優れたビジネスプランを掘り起こし、表彰するとともに、事業化・事業成長を支援することを目的としています。</p>	
募集テーマ	<p>○アグリビジネス・食</p> <p>○ICT</p> <p>○ヘルスケア・生活支援</p> <p>○観光・インバウンド・リノベーション</p> <p>○ローカルベンチャー</p> <p>※応募時点において既に事業化している場合は、事業開始後1年以内であるものとします。</p>	
応募資格	<p>○応募プランの事業化や加速化を目指す個人・法人・団体</p> <p>○秋田県内に事業所を有していること、あるいは、平成31年度中に事業所を置く予定があること</p> <p>○最終審査会においてプレゼンテーションが可能であること</p>	
スケジュール	募集期間	平成31年1月4日（金）～平成31年2月15日（金）
	一次審査	平成31年2月18日（月） ※同日付の弊行ニュースリリースで最終審査会通過者をお知らせします。
	最終審査会	平成31年3月15日（金）
表彰・特典	<p>○優秀賞：賞金50万円（2本）</p> <p>○特別賞：賞金20万円（1本）</p> <p>最終審査会における上位者に対し、事業化に向けた伴走支援のほか、「あきた地域活性化ファンド3号」による出資を含む資金調達支援を行います。</p> <p>※ただし、出資や融資を約束するものではありません。</p>	
審査基準	<p>○新規性、成長性、実現性、秋田県経済への貢献度等総合的な観点から審査を行います。</p> <p>○審査は外部有識者で構成する審査委員会により行います。</p>	
応募方法	<p>①応募申込書に必要な事項を記入のうえ、ビジネスプランを説明する事業計画書とともに、事務局あて電子メール、または、郵送にて提出してください。事業計画書は、Word、pdf、ppt形式での提出とします。</p> <p>②応募申込書ダウンロード方法：平成31年1月4日付の弊行ニュースリリース「〈あきぎん〉ビジネスコンテスト 2018 の開催について」よりダウンロードできます。ニュースリリースは、秋田銀行ホームページを参照ください。</p>	
留意事項	<p>①応募申込書、事業計画書等は返却しません。</p> <p>②応募プランの知的所有権は、応募者に帰属します。</p> <p>③特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権等に十分留意のうえ、応募ください。</p> <p>④応募プランについては、事前に自らの費用と責任において対策を講じたうえで、一般に公表しても差し支えない内容のものを提出ください。</p> <p>⑤審査結果や表彰式においては、応募者名（会社名）、プラン概要を公表します。</p> <p>⑥審査手法等の詳細は非公表とします。</p>	
お客様情報の取扱い	<p>本コンテストにおけるお客様情報につきましては、次のとおりとします。</p> <p>①審査会など本コンテストの運営のために使用します。</p> <p>②お客様情報のうち、応募者（会社名）、応募者役職・氏名、住所（所在地）、設立年月日、沿革、資本金、従業員数、主たる業種、事業内容、売上高、連絡先については、外部有識者等の審査委員へ提供します。</p> <p>③上記1および2以外の目的では使用しません。</p> <p>④弊行の規定により適切な安全管理措置を講じます。</p>	
主催	株式会社秋田銀行	
後援	秋田県、公益財団法人あきた企業活性化センター、秋田県信用保証協会、野村リサーチ・アンド・アドバイザー株式会社、株式会社日本政策金融公庫秋田支店・大館支店、ハバタク株式会社、株式会社SeeVisions、ヴィーナスクラブ	
事務局	<p>〒010-8655 秋田市山王三丁目2-1</p> <p>株式会社秋田銀行 地域未来戦略部（事務局：大沢・浅利）</p> <p>電話：018-863-1212（代表）</p> <p>電子メール：abk883-2@akita-bank.co.jp</p>	

〈あきぎん〉ビジネスコンテスト 2018 応募申込書

平成 年 月 日

秋田銀行地域未来戦略部 あて

住 所  
応募者名  
(会社名)

〈あきぎん〉ビジネスコンテスト 2018 に応募します。

【応募テーマ】

該当するテーマを○でチェックしてください。

	アグリビジネス・食
	I C T
	ヘルスケア・生活支援
	観光・インバウンド・リノベーション
	ローカルベンチャー

【添付書類】

- 1 応募者概要 (別記)
- 2 事業計画書  
(任意様式とするが、Word、PowerPoint、PDF ファイルのいずれかのデータ形式で提出すること。)
- 3 会社案内等会社概要が分かるもの

【審査基準】

審査においては、提出いただく〈あきぎん〉ビジネスコンテスト 2018 応募申込書および事業計画書の内容をもとに、プランの新規性、成長性、実現性、秋田県経済への貢献度等を総合的に判断して最終審査会通過者を決定します。

《お客様情報 (個人情報含む。) の取扱い》

ご記入いただいたお客様情報につきましては、次のとおりとします。

- ① 選考など本コンテストの運営のために使用します。
- ② お客様情報のうち、応募者 (会社名)、応募者役職・氏名、住所 (所在地)、設立年月日、沿革、資本金、従業員数、主たる業種、事業内容、売上高、連絡先については、本コンテスト選考委員 (外部有識者等) へ提供します。
- ③ 上記①および②以外の目的では使用しません。
- ④ 弊行の規定により適切な安全管理措置を講じます。

(別 記)

## 1 応募者概要

(1) 応募者 (会社名)	
(2) 応募者役職・氏名	
(3) 住所 (所在地)	
(4) 設立年月日	年 月 日
沿革	
(5) 資本金	円
(6) 従業員数	名
(7) 主たる業種	
(8) 事業内容	
(9) 売上高	(直近： 年 月期) 千円
(10) 連絡先	(担当者役職・氏名) (電 話) (F A X) (E - M a i l)

※個人事業主および創業前の事業者は、記載が可能な箇所のみ記載してください。

## 2 事業計画書

- (1) 任意様式で可
- (2) 記載内容
  - a 事業テーマ
  - b 事業目的
  - c 事業内容 (ビジネスモデル)
  - d 事業環境認識 (市場規模・市場ニーズ)
  - e 事業実施体制
  - f 実施期間・資金計画
  - g 期待される効果 (地域への波及効果を含む。)

3 応募にあたり、次のことを誓約します。

- (1) 私または当社は、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
  - a 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - b 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - c 自己、自社もしくは第三者の不正の利益をはかる目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - d 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - e 役員、又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (2) 私または当社は、次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約する。
  - a 暴力的な要求行為
  - b 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - c 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - d 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
  - e その他前各号に準ずる行為

(以 上)